

広島県告示第百二十八号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港豊島漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和八年三月六日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

豊島漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

一 第二種漁港豊島漁港放置等禁止区域

立花漁港地区

1 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点九を水際線で結んだ線、基点九から基点一〇を結んだ線及び基点一〇から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」（北緯三四度一〇分二秒七〇五六、東経一三二度四分二五秒八八五二、標高一五一・四八メートル）

基点一 基準点から三五度四分五三秒の方向六八〇・〇七メートルの点

基点二 基点一から二九〇度〇四分二六秒の方向一四・三九メートルの点

基点三 基点二から三三七度〇六分三五秒の方向一八・九九メートルの点

基点四 基点三から三五三度五七分〇四秒の方向五五・二〇メートルの点

基点五 基点四から一五度五二分四六秒の方向三二・四一メートルの点

基点六 基点五から七度五九分二六秒の方向六七・九九メートルの点

基点七 基点六から七七度二七分一一秒の方向四一・三二メートルの点

基点八 基点七から一一五度三九分五九秒の方向六四・二七メートルの点

基点九 基準点から三五八度一九分五二秒の方向七四九・一一メートルの点

基点一〇 基点九から一九九度五〇分〇五秒の方向二七・六五メートルの点

二 第二種漁港豊島漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物